H27 集団指導資料

平成 27 年度　介護サービス事業所等に係る集団指導

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

平成 27 年 6 月 10 日（水）

佐賀県健康福祉本部　長寿社会課
佐賀中部広域連合　給付課

目次

- 介護保険法による定義 …… 1
- 基本方針 …… 2
- 人員に関する基準 …… 2
- 設備に関する基準 …… 3
- 運営に関する基準 …… 4
- 福祉用具貸与費の算定及び取扱い …… 22
- 福祉用具購入費の算定及び取扱い …… 28
- 届出関係 …… 29
- 指導・監査時の指摘事項 …… 30
- 中山間地域等一覧 …… 31
- 基本調査結果 …… 34
- 変更届様式 …… 35
- 体制届様式 …… 36
- 廃止・休止届様式 …… 39
- 福祉用具貸与の範囲 …… 40
- 特定福祉用具の範囲 …… 41
- Q&A 集 …… 42
- 「福祉用具専門相談員について」の一部改正について …… 45
- 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について …… 46
- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて … 48

①介護保険法による定義（介護保険法第８条）

12　この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十二項及び第十三項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第11項、第20項及び第13条第1項第2号において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

13　この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

②基本方針（居宅基準第193条・第207条、予防基準第265条・第281条）

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与並びに特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「福祉用具貸与等」という。なお、販売については、「福祉用具」を「特定福祉用具」、「貸与」を「販売」、「利用料」を「販売費用の額」などと読み替えるものとする。ただし、4－8並びに6－3、4及び8を除く）の事業は、要介護及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

③人員に関する基準

1　専門相談員の員数（（1）は居宅基準第194条・第208条及び予防基準第266条・第282条、（2）は介護保険法施行令第4条第1項）

（1）事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。

・当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

改正

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の事業所が一体的に運営されている場合については、従業員の兼

務及び設備の共用が認められる。

改正

(2) 専門相談員の資格要件は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる福祉用具専門相談員指定講習会修了者のいずれかとなっている。・・・養成研修修了者が除かれます。

（経過措置）平成27年4月1日の時点で現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者の助言（平成28年3月31日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされたが、平成28年4月1日以降は、養成研修修了者は、福祉用具専門相談員としての業務を行うことはできないので注意すること。

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について」（平成26年12月12日老振発1212第1号）

2 管理者（居宅基準第195条・第209条、予防基準第267条・第283条）

(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者を1名。

ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護、介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、他の事業所、施設における勤務時間が極めて短い場合等は個別に判断する。）

④ 設備に関する基準（居宅基準第196条・第210条、予防基準第268条・第284条）

1 事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する（プライバシーの保護に配慮しスペースを確保する）ほか、福祉用具貸与等の提供に必要なその他の設備及

び備品等を備えなければならない。

ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。

2 1の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっている。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材

イ 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

⑤ 運営に関する基準

1 内容及び手続きの説明及び同意(居宅基準第8条(第205条・第216条準用)、予防基準第8条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制、貸与品目、利用料、利用料の算定方法及び支払い方法、事故発生時の対応、苦情受付及び処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者に対し書面により同意を得なければならない。

(2) 文書は、わかりやすいものとする。

2 提供拒否の禁止(居宅基準第9条(第205条・第216条準用)、予防基準第9条(第276条・第289条準用)

(1) 事業者は、正当な理由なく福祉用具の貸与の提供を拒んではならない。

①事業所の現員では利用申込に応じきれない場合。
②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外であり対応が困難な場合。
③適切な福祉用具を提供をすることが困難な場合である場合。
特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。

3 サービス提供困難時の対応(居宅基準第10条(第205条・第216条準用)、予防基準第10条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、当該事業所の現員、通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与等事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

4 受給資格等の確認(居宅基準第11条(第205条・第216条準用)、予防基準第11条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。

(2) 事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、福祉用具貸与等を提供するよう努めなければならない。

※新たに発行される介護保険負担割合証についても、発行時期に注意しておくこと。

5 要介護認定等の申請に係る援助(居宅基準第12条(第205条・第216条準用)、予防基準第12条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の効力が申請時に遡ることにより、福祉用具貸与等の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏

まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(2) 事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなくてはならない。

6 心身の状況等の把握(居宅基準第13条(第205条・第216条準用)、予防基準第13条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。また、要介護認定の更新及び変更、サービス内容の変更(貸与品目の変更、追加等)の場合には同様の処置を行う。

7 居宅介護支援事業者等との連携(居宅基準第14条(第205条・第216条準用)、予防基準第14条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供を行わなければならない。

(2) 事業者は、福祉用具貸与等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

改正

※平成27年度制度改正により、居宅介護支援(介護予防支援も同様)の運営に関する基準が見直され、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとなりました。

○「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11 年厚生省令第38 号)第13 条

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)
(新設)
12 介護支援専門員は, 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して, 訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 24 条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

※指定介護予防支援も同様の改正となります。

○「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年老企第22号)第2の3(7)

(新設)
⑫ 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(第 12 号)
居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。
このため、基準第 13 条第 12 号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものである。
なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。
さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

※指定介護予防支援も同様の改正となります

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助(居宅基準第15条(第205条準用)、予防基準第15条(第276条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、

居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、福祉用具貸与等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供(居宅基準第16条(第205条・第216条準用)、予防基準第16条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、居宅サービス計画が作成され知恵る場合は、当該計画に沿った福祉用具貸与等を提供しなければならない。

10 居宅サービス計画等の変更の援助(居宅基準第17条(第205条・第216条準用)、予防基準第17条(第276条・第289条準用)

(1) 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行わなければならない。

11 身分を証する書類の携行(居宅基準第18条(第205条・第216条準用)、予防基準第18条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真や職能の記載を行うことが望ましい。

12 サービスの提供の記録(居宅基準第19条(第205条準用)、第211条、予防基準第19条(第276条準用)、第285条)

(1) 事業者は、福祉用具貸与を提供した際には、当該福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該福祉用具貸与について法第41条第6項(法第53条第4項)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費(介護予防サービス費)の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書

面又はこれに準ずる書面に記載する。

(2) 事業者は、福祉用具貸与等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付、その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

一式などの表示ではなく一つ一つ明確に明細を記載すること。

利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法をいう。

13 利用料等の受領(居宅基準第197条・第212条、予防基準第269条・第286条) 改正

(1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準額)から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費(介護予防サービス費)の額を控除して得た額の支払を受ける。

利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収する場合には、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

(2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにする。

(3) 事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受ける。

(4) 事業者は、(1)、(2)、(3)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。なお、次に掲げる内容の費用の支払いを受ける場合、運営規程等にその旨記載を行うこと。

ア 通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与等を行う場合の交通費

イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(5) 事業者は、(4)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者から書面により同意を得なければならない。

(6) 事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がな

く、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該福祉用具貸与の提供を中止することができる。

領収書の交付

事業者は、福祉用具貸与等のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。また、口座振替の場合であっても、領収証の交付が必要である。なお、領収証には、利用料とその他の費用の額を区分して記載することとする。その際、利用料については品目ごとの金額の明細を明らかにして、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

改正で示された項目について

・福祉用具貸与事業者が
① 受領した自己のサービス提供に係る利用者負担(特定福祉用具の購入に要した費用)を金品その他の財産上の利益に替えて直接的または間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合
② 自己以外の者が自己のサービス提供に係る(特定福祉用具の購入に係る)利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合

・・・介護保険への請求は行えません。

14 保険給付の請求のための証明書の交付(居宅基準第21条(第205条準用)、予防基準第21条(第276条準用))

(1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額、その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

15 保険給付の申請に必要となる書類等の交付(居宅基準第213条、予防基準第287条)

(1) 事業者は、特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

ア 事業所の名称

イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他保険給

付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書

ウ 領収書

エ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

16 福祉用具貸与等の基本取扱方針（居宅基準第198条、居宅基準第198条（第216条準用）、予防基準第277条、第290条）

(1) 福祉用具貸与等は、利用者の要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防、並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

予防のための目標を設定し、計画的に行うこと。

(2) 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与をしなければならない。

(3) 事業者は、自らその提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(4) [介護予防]事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

(5) [介護予防]事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があることを踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す方法とすること。

17 福祉用具貸与等の具体的取扱方針＜福祉用具専門相談員の行うべき業務＞（居宅基準第199条、第214条、予防基準第278条・第291条）

(1) 福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切

主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法で行うこと。

に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、個別の福祉用具の貸与に係る同意を書面により得るものとする。

(2) 福祉用具貸与等の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、定期的に巡回し点検を行う。

(3) 福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

- 電動車いす、移動用リフト等の使用に際し、安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分な説明を行う。
- 腰掛け便座、特殊尿器等の使用に際し、衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分な説明を行う。

※ 製造事業者又は事業者の作成した取扱説明書をいう。

(4) 福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

※ 修理は、専門的な技術を有する者(他の業者等)に行わせても差し支えないが、その場合も専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与等が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

※ 介護支援専門員が、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、福祉用具貸与の必要な理由の記載をし、また、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証をするにあたり、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行うことが必要である。

(6) 居宅サービス計画が作成されていない場合は、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

17-2 福祉用具サービス計画(居宅基準第199条の2・第214条の2、予防基準第278条の2・第292条) 改正

平成24年度の介護報酬改定により、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、利用者ごとに個別サービス計画の作成が以下のとおり義務付けられた。

(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望、環境等を踏まえ、福祉用具貸与(販売)の目標、目標達成のための具体的サービス内容を記載した福祉用具貸与(販売)計画を定めること。この場合、すでに居宅サービス計画が作成されていれば、それに沿って福祉用具貸与(販売)計画を作成すること。

(2) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与(販売)計画の作成にあたっては、その内容を利用者や家族に説明し、同意を得ること。また、当該計画は使用者に交付すること。

(3) 福祉用具貸与計画の作成後も、当該計画の実施状況を把握し、必要に応じ計画を変更すること。

(4) 介護予防サービスの提供に際しては、介護予防支援事業者に対し報告を行うとともに、本計画書に記載の計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うこと。また、モニタリングは、計画に定める計画期間の終了までに少なくとも1回を目安として行うこと。

※改正で示された項目について

・居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)の提供の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)を提供することに協力するよう努めるものとする。

※福祉用具サービス計画の作成について、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会から「福祉用具サービス計画作成のガイドライン」が出されているので、こちらを参考にすること。

[一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会のホームページ]

http://www.zfssk.com/

18 利用者に関する市町村への通知(居宅基準第26条(第205条・第216条準用)、予防基準第23条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、福祉用具貸与等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村(保険者)に通知しなければならない。

ア 正当な理由なしに福祉用具貸与等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

19 管理者の責務(居宅基準第52条(第205条・第216条準用)、予防基準第52条(第276条・第289条準用))

(1) 事業所の管理者は、福祉用具貸与等事業所の従業者の管理及び福祉用具貸与等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

(2) 事業所の管理者は、従業者に対し、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第13章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

20 運営規程(居宅基準第200条、居宅基準第200条(第216条準用)、予防基準第270条、予防基準第270条(第289条準用)) 改正

(1) 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務内容

ウ 営業日及び営業時間

エ　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式（利用期間に暦月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとする。

福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等をいう。

オ　通常の事業の実施地域

客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

カ　その他運営に関する重要事項

標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法について規定すること。

※ 複数の福祉用具を貸与する場合の価格

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、予め減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

「総額のみによる減額利用料を設定することなく、個々の福祉用具に減額利用料を設定すること」

【例】 ×　特殊寝台と特殊寝台附属品を貸与時合計額から100円減額

○　特殊寝台から50円減額、特殊寝台附属品から50円減額

※運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がありますので、運営規程の変更届の提出が必要となります。

21　勤務体制の確保等（居宅基準第101条（第205条・第216条準用）、予防基準第28条（第276条・第289条準用）

(1)　事業者は、利用者に対し適切な福祉用具貸与等を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

(2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって福祉用具貸与等を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等をいう。

22 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等(居宅基準第201条、居宅基準第201条(第216条準用)、予防基準第271条、予防基準第271条(第289条準用)) 改正

(1) 事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具の種類が多種多様であり、かつ常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、利用者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、事業者は、福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等について継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

※改正で示された項目について

利用者の心身の状況を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。

23 福祉用具の取扱種目(居宅基準第202条、居宅基準第202条(第216条準用)、予防基準第272条、予防基準第272条(第289条準用))

(1) 事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

24 衛生管理等(居宅基準第203条、居宅基準第31条(第216条準用)、予防基準第273条、予防基準第273条(第289条準用))

(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

> 福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えること。

(2) 事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

> 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行うこと。

(3) 事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

> 当該事業者が運営する他の事業所及び当該事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。

> 当該保管又は消毒の業務に係る委託契約(当該事業者が運営する他の事業所に業務を行わせる場合にあっては、業務規程等)において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。
>
> ア 当該委託等の範囲
>
> イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
>
> ウ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨

エ　事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

文書による指示をいう。

オ　事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において当該措置が講じられたことを事業者が確認する旨

カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

(4)　事業者は、(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

記録は書面により行い、2年間保存すること。

(5)　事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

25　**掲示及び目録の備え付け**（居宅基準第204条、居宅基準第204条（第216条準用）、予防基準第274条、予防基準第274条（第289条準用））

(1)　事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(2)　事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

料金の算定方法（日割り、半月払い、月払い）を含むこと。

26　**秘密保持等**（居宅基準第33条（第205条・第216条準用）、予防基準第31条（第276条・第289条準用））

(1)　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければ

> 従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどすること。

ならない。

(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

27 広告(居宅基準第34条(第205条・第216条準用)、予防基準第32条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止(居宅基準第35条(第205条・第216条準用)、予防基準第33条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

29 苦情処理(居宅基準第36条(第205条・第216条準用)、予防基準第34条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

> 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等をいう。

(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

利用者及びその家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録すること。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。なお、苦情の内容等の記録は、2年間保存すること。

(3) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に関し、法第23条の規定により市町村(保険者)が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村(保険者)の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村(保険者)が行う調査に協力するとともに、市町村(保険者)から指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(4) 事業者は、市町村(保険者)からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村(保険者)に報告しなければならない。

(5) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(6)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

29-2 地域との連携(居宅基準第36条の2(第205条・第216条準用)、予防基準第34条の2(第276条・第289条準用))

事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した指定福祉用具貸与等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

30 事故発生時の対応(居宅基準第37条(第205条・第216条準用)、予防基準第35条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、市町村(保険者)、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事故が発生した場合の対応については、あらかじめ定めておくこと。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

記録は2年間保存すること。

(3) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有すること。

31 会計の区分(居宅基準第38条(第205条・第216条準用)、予防基準第36条(第276条・第289条準用))

(1) 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与等の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

32 記録の整備(居宅基準第204条の2、第215条、予防基準第275条、第288条)

(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(2) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

ア 12-(2)の提供した具体的なサービスの内容等の記録

イ 24-(4)の保管又は消毒を委託により他の事業者に行わせた場合の業務の実施状況を定期的に確認した結果等の記録

ウ 18-(1)の利用者に関する市町村への通知に係る記録

エ　29-(2)の苦情の内容等の記録

オ　30-(2)の事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録

カ　福祉用具貸与計画

⑥ 福祉用具貸与費の算定及び取扱い

1 福祉用具貸与費の単位数の算定

(1) 事業所において、福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

一律 10.00 円

2 搬出入に要する費用の取扱い(特別地域福祉用具貸与加算)

(1) 搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、事業所が厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用

離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に指定する地域。※詳細は別表1参照

福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う福祉用具専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福

空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料）

航空賃等に階級がある場合は最も安価な階級

祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に

保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の 100 分の 100 に相当する額を限度として加算できる。この場合、交通費の額が当該 100 分の 100 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。（按分の考え方については、以下の3と4も同様である）

複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。なお、事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとし、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬または移動に要した経路の費用を証明できる書類

領収書等

を保管し、利用者に対する福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

される1単位の単価で除して得た単位数を、特別地域福祉用具貸与加算として、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3　中山間地域等における小規模事業所の評価

(1) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域にある小規模事業所の場合にあって

1月当たり実利用者数が15人以下の福祉用具貸与事業所及び1月当たり前年度(3月を除く)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、または再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに変更の届出を提出しなければならない。

実利用者数が5人以下の介護予防福祉用具貸与事業所

厚生労働大臣が定める地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に指定されている地域。※詳細は別表2参照

は、福祉用具貸与の開始日の属する月に、事業者の通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として加算する。なお、当該加算を算定する旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

4　中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

(1) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に居住する利用者に対して、通常

特定農山村法、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法に指定されている地域。※詳細は別表3参照

の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与の開始日の属する月に、事業者の通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場

合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与等費の3分の1に相当する額を限度として加算する。

5 サービス種類相互の算定関係

(1) 特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用認知症対応型共同生活介護費算定を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具費は算定しない。

6 介護報酬算定上の留意点

※平成27年度の介護報酬の改訂においては、福祉用具貸与の加算の単位数、特定福祉用具販売の基準額共に変更はありません。

(1) 身体障害者物品に該当しない福祉用具の貸与について、消費税相当額を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。

(2) 消費税相当額を含んだ利用料等の総額表示を行う。

(3) 車いす、特殊寝台等の付属品の貸与費は、車いす等の本体と一体的に使用した場合(既に購入又は介護保険法以外の法による給付を受けている利用者に対して付属品のみを貸与した場合を含む。)に算定できるものとし、付属品のみの貸与はできない。

(4) 複数の福祉用具の貸与を受けると割引になる場合(いわゆるセット割引)については、今回改正により、予め減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となった。

(5) 福祉用具貸与事業者が、受領した自己のサービス提供に係る利用者負担(特定福祉用具の購入に要した費用)を金品その他の財産上の利益に替えて直接的または間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合、また、

自己以外の者が自己のサービス提供に係る（特定福祉用具の購入に係る）利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合は、介護保険への請求は行えない。

7 軽度者に係る福祉用具貸与について

(1) 軽度者（要介護1、要支援1及び2の者）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という）に対しては、原則として算定できない。しかし、別表4で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても算定が可能であり、その判断については、以下のとおりとする。

ア 原則として、要介護認定調査の基本調査の直近の結果を用いる。

イ ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか利用者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行うこと。

ウ アにかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書のほか、医師の診断書又は担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によっ

て、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者

別表４参照

（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

（例：がん末期の急速な状態悪化）

③疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者

（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

(2) 軽度者に対して、対象外種目に係る福祉用具貸与費を算定する場合には、別表4に従い、第23号告示第21号のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については以下の方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当居宅介護支援事業者から、要介護認定調査票の必要な部分の写しの内容が確認できる文書を入手すること。

実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、要介護認定調査票の写しを本人に情報開示させ、入手すること。

8 福祉用具貸与の価格について

(1)福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進する。

⑥ 福祉用具購入費の算定及び取扱い

1 福祉用具購入費の算定

(1) 在宅の要介護者等が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入したときは、市町村(保険者)が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費等が支給される。

(2)福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われる。支給額は実際の購入費の9割相当額(利用者負担は1割相当額)となっている。

(3) 支給限度基準額は、同一年度(4月1日から12ヶ月間)で10万円。

(4) 同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、すでに購入した福祉用具の破損や利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がない限り、以後の期間に同一種目の特定福祉用具については、福祉用具購入費は支給されない。

2 福祉用具購入費支給申請書の提出

(1) 福祉用具購入に関しては、利用者が一旦全額を支払い、後に支給申請書を市町村(保険者)に提出することで9割相当額が支給される。(償還払い)

(2) 福祉用具購入費支給申請書に記載・添付されるべき事項は以下のとおりである。

ア 福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名

イ 福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日

ウ 福祉用具を必要とする理由

エ 福祉用具の購入に係る領収書

オ パンフレット等福祉用具の概要を記載した書面

3 算定上の留意点

(1) 居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている場合、当該計画に福祉用具が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言・情報提供等を行う等必要な措置を講じること。

(2) 居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具購入費の支給申請に係る福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認すること。

⑦ 届出関係

1 変更届

(1) 事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは、変更後10日以内にP35の様式によりその旨を都道府県知事(佐賀中部広域連合管内については佐賀中部広域連合長)に届け出る。

事業所の名称及び所在地、主たる事務所の所在地、代表者・役員・管理者の氏名・生年月日・住所、定款及びその登記事項証明書、事業所の建物の構造、運営規程、福祉用具の保管・消毒方法及び委託先の状況

2 体制届

(1) 事業者は、加算の体制に変更がある場合には、変更月の前月15日までに(あり→なし、該当→非該当への変更の場合は要件を満たさなくなったら速やかに)P36～38の様式によりその旨を都道府県知事(佐賀中部広域連合管内については佐賀中部広域連合長)に届け出る。

3 廃止・休止届

(1) 事業者は、事業を廃止又は休止するときは、予定の1月前までにP39の様式によりその旨を都道府県知事(佐賀中部広域連合管内については佐賀中部広域連合長)に届け出る。

⑧ 過去の指導・監査時の指摘事項

1 人員基準

(1) 福祉用具専門相談員の常勤換算2人以上の基準が満たされていない。

2 運営基準

(1) 契約書及び重要事項説明書が整備されていない。また、内容に誤りが見られる。

(2) サービス提供に関する記録が不十分である。

(3) 利用者に対するアセスメントが行われていない。また、アセスメントに関する記録が残されていない。

(4) 運営規程(料金表を含む)に変更があっているが、変更届が提出されていない。

(5) 月ごとの勤務表や出勤簿が整備されておらず、勤務状況が確認できない。

(6) 福祉用具専門相談員について、研修がなされていない。

(7) 従業者の健康診断がなされていない。

(8) 福祉用具の保管や消毒の委託先の業者の事業実施状況の確認がされていない。

(9) 目録の備え付けが無い。また、目録の金額と実際の金額が異なっている。

(10) 従業者に対する秘密保持の誓約書、利用者及び家族に対する個人情報利用の同意書が整備されていない。

(11) 苦情対応マニュアル及び苦情記録様式が整備されていない。

(12) 事故対応マニュアル及び事故記録様式が整備されていない。

(13) 利用者の受給資格の確認がされていない。

(14) 他の事業との会計の区分がされていない。

(15)賠償すべき事故が発生した場合に速やかに対応できる体制となっていない。

(16)福祉用具貸与計画が作成されていない。

(17)福祉用具貸与計画に、目標等の必要な事項が記載されていない。

(18)福祉用具貸与・販売計画において、居宅サービス計画の短期目標期間ごとに作成されていないもの、同意を得ていないものが散見された。

(19)軽度者の福祉用具貸与において、直近の認定調査の基本チェックリスト、サービス担当者会議の記録または理由書等の必要書類が保管されていないものが散見された。

(20)福祉用具サービス計画書の選定理由欄について、その機種(型式)の機能や特性が、利用目標を達成するうえでどのような役割を果たすのか、あるいは利用者の状態像や意向に照らしてどう妥当なのかといった視点から記載されていない。

別表1　厚生労働大臣が定める地域

市町村名	地域名
佐賀市	富士町、三瀬村、※旧松梅村
神埼市	脊振町
唐津市	神集島、高島、向島、加唐島、馬渡島、松島、小川島、七山
鹿島市	多々良、才又、龍ノ平、多布木、七美谷、一本松、小川内、七曲、下黒内、鉾扮、上黒内、榎谷、坂山、開花、東川内、番在、横道（以上山浦）、本行、片木、平仁田、赤岩、瀬戸、柳坂、高野平、黒仁田、西河内（以上音成）、名切、小場田、七曲（以上飯田）
太良町	矢答、流矢、安永、大平、次葉深、柳谷（以上多良）、中尾、当木、槙ノ内、金目、風配、大野（以上糸岐）、牛尾呂、船倉（以上大浦）

別表2　中山間地域等における小規模事業所の評価対象地域

市町村名	地域名
佐賀市	大和町（※旧松梅村を除く）
多久市	全域
小城市	※旧砥川村
唐津市	全域（神集島、高島、向島、加唐島、馬渡島、松島、小川島、七山、北波多を除く）
玄海町	全域
伊万里市	全域
有田町	※旧大山村
武雄市	北方町、※旧中通村
大町町	全域
江北町	全域
白石町	※旧須古村
鹿島市	全域（多々良、才又、龍ノ平、多布木、七美谷、一本松、小川内、七曲、下黒内、鉾扮、上黒内、榎谷、坂山、開花、東川内、番在、横道（以上山浦）、本行、片木、平仁田、赤岩、瀬戸、柳坂、高野平、黒仁田、西河内（以上音成）、名切、小場田、七曲（以上飯田）を除く）
嬉野市	※旧吉田村、※旧塩田村
太良町	全域（矢答、流矢、安永、大平、次葉深、柳谷（以上多良）、中尾、当木、槙ノ内、金目、風配、大野（以上糸岐）、牛尾呂、船倉（以上大浦）を除く）

別表3　中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価対象地域

市町村名	地域名
佐賀市	大和町、富士町、三瀬村
神埼市	脊振町
多久市	全域
小城市	※旧砥川村
唐津市	全域（北波多を除く）
玄海町	全域
伊万里市	全域
有田町	※旧大山村
武雄市	北方町、※旧中通村
大町町	全域
江北町	全域
白石町	※旧須古村
鹿島市	全域
嬉野市	※旧吉田村、※旧塩田村
太良町	全域

（別表４）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 （第 95 号告示第 25 号のイ）	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	 基本調査1－7 「3. できない」 ―
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	 基本調査 1－4 「3. できない」 基本調査 1－3 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	 基本調査 3－1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～基本調査 3－7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3－8～基本調査 4－15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2－2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	 基本調査 1－8「3. できない」 基本調査 2－1 「1. 一部介助」又は「4. 全介助」 ―
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	 基本調査 2-6「4.全介助」 基本調査 2-1「4.全介助」

（第３号様式）

変　更　届　出　書

年　　月　　日

様

住　所
開設(事業)者　(所在地)
氏　名
(名称及び代表者氏名)　　印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号
指定内容を変更した事業所(施設)		名称
		所在地
サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所(施設)の名称	(変更前)
2	事業所(施設)の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者（開設者)の氏名及び住所	
5	定款・寄附行為等及びその登記簿謄本･条例等（当該事業に関するものに限る。）	
6	事業所(施設)の建物の構造､専用区画等	
7	備品（訪問入浴介護事業に限る。）	
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所（介護老人保健施設を除く。）	
9	サービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	
11	協力医療機関（病院)・協力歯科医療機関	
12	事業所の種別	
13	提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	
15	入院患者又は入所者の定員	
16	介護老人福祉施設､介護老人保健施設､病院等との連携・支援体制	
17	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)	
18	併設施設の状況等	
19	役員の氏名、生年月日及び住所	
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
21	その他	
変更年月日		平成　　年　　月　　日

備考１　該当項目番号に○を付してください。
　　２　変更内容が分かる書類を添付してください。
　　３　添付書類に記載された個人情報は、事業内容の確認以外の目的では使用しません。
　　４　添付書類に記載された個人情報は、情報を提示いただいた方の同意を得た当課以外の第三者に提供開示等一切行いません。
　　５　届出された事業所情報については、県のホームページ及びＷＡＭ－ＮＥＴ上で公開します。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

平成　年　月　日

様

届出者　所在地
名　称　　印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

				事業所所在地市町村番号	
届出者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　－　） 県　郡市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　－　） 県　郡市			
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所の名称				
	主たる事業所の所在地	（郵便番号　－　） 県　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の事業所等の所在地	（郵便番号　－　） 県　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
指定居宅サービス	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
指定介護予防サービス	介護予防訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
居宅介護支援				1新規 2変更 3終了		
施設	介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了		
	介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了		
	介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了		

介護保険事業所番号			
医療機関コード等			
特記事項	変更前	変更後	
関係書類	別添のとおり		
届出担当者	氏名	電話番号	

備考　1　「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
2　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してくだ
3　「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　事業所の状況の主たる事業所の所在地は、複数の事業所を有する場合であっても主たる事業所1カ所を記入のこと。
5　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
6　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
7　「異動項目」欄には、（別紙1-1,1-2）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。（新規届出については記載不要
8　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
9　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の事業所等の所在地」について、複数の事業所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全て
事業所等の状況について記載してください。
10　添付書類に記載された個人情報は、介護給付費算定以外の目的では使用しません。
11　添付書類に記載された個人情報は、情報を提示いただいた方の同意を得た当課以外の第三者に提供、開示等一切行いません。

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他	該当する体制等	割引
23	短期入所療養介護	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 6 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				特定事業所集中減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	

（別紙１－２）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他	該当する体制等	割引
26	介護予防短期入所療養介護	7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法 5　精神科作業療法　6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				リハビリテーション提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	

（第４号様式）

廃止・休止届出書

年　月　日

様

住　所
事業者（所在地）
氏　名
（名称及び代表者氏名）　　印

次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
廃止（休止）する事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止・休止の別	廃 止・休止	
廃止・休止する年月日	平成　年　月　日	
廃止・休止する理由		
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置		
休止予定期間	平成　年　月　日～平成　年　月　日	

備考１　廃止又は休止する日の１月前までに届け出てください。
　　２　添付書類に記載された個人情報は、事業内容の確認以外の目的では使用しません。
　　３　添付書類に記載された個人情報は、情報を提示いただいた方の同意を得た当課以外の第三者に提供、開示等一切行いません。
　　４　届出された事業所情報については、県のホームページ及びＷＡＭ－ＮＥＴ上で公開します。

（資料）福祉用具の範囲（平成 11 年厚生省告示第 93 号）

名称	機能・構造
1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより居宅要介護者等の体位を用意に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8 スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
11 認知症老人徘徊感知機器	介護保険法第七条第十五項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)
13 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者又はその介護を行うものが容易に使用できるもの(交換部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

（資料）特定福祉用具の範囲（平成11年厚生省告示第94号）　改正

名称	機能・構造
1　腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 一　和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二　洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三　電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)但し、設置に要する費用はについては従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
2　特殊尿器	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
3　入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 一　入浴用いす 二　浴槽用手すり 三　浴槽内いす 四　入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五　浴室内すのこ 六　浴槽内すのこ 七　入浴用介助ベルト
4　簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
5　移動用リフトのつり具の部分	

介護サービス関係 Q&A集

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
21 福祉用具貸与事業	4 報酬	月途中のサービス提供の開始及び中止	月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合、報酬の算定は日割り計算を行っても差し支えないか。	福祉用具貸与の報酬については、公定価格を設けず、歴月単位で実勢価格としているところである。問の、貸与期間が1月に満たない場合の取扱についても一律の基準を設けるものではなく、指定事業者の任意の設定に委ねることとしている。ただし、事業者は、その算定方法を運営規定に記載する必要があるとともに、利用者に対して事前に説明を行い、同意を得ることが必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅰ(1)⑧1
21 福祉用具貸与事業	5 その他	付属品を追加して貸与する場合	車椅子やベッドを借りた後、身体の状況の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。	平成12年1月31日老企第34号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅰ(1)⑧2
21 福祉用具貸与事業	3 運営	付属品のみの貸与	介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。	既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
21 福祉用具貸与事業	4 報酬	月途中の開始・休止	月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について	福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。貸与期間が1月に満たない場合については日割り計算を行う。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することになったことに留意する。	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A	1
21 福祉用具貸与事業	4 報酬	福祉用具貸与	月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について	福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。	15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.153 介護報酬に係るQ&A(vol.2)	9
21 福祉用具貸与事業	3 運営	利用者の状態悪化	利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ(地域包括支援センター)及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。	一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	45
21 福祉用具貸与事業	3 運営	福祉用具貸与の対象となる体位変換器	福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。	当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。	13.9.28 全国介護保険担当課長会議資料 Q&A	5
21 福祉用具貸与事業	3 運営	福祉用具サービス計画	福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。	指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。 これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。 ・ 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等) ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)	24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24 年3 月16 日)」の送付について	101

介護サービス関係 Q&A集

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
21 福祉用具貸与事業	3 運営	福祉用具サービス計画	福祉用具サービス計画作成の義務化に伴い、福祉用具専門相談員講習の講習課程に、福祉用具サービス計画の作成に関する講義を位置づける必要はあるか。	今般の制度改正により、福祉用具サービス計画を作成することが、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の業務として位置づけられたことから、福祉用具専門相談員講習において福祉用具サービス計画に関する内容を含めることが望ましい。	24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)（平成24 年3 月16 日）」の送付について	102
22 特定福祉用具販売事業	3 運営	腰掛け便座の給付対象範囲	(福祉用具)腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅱ1
22 特定福祉用具販売事業	4 報酬	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅱ2
22 特定福祉用具販売事業	4 報酬	福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成12年度に福祉用具の引渡を受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②平成12年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがってケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅶ1
22 特定福祉用具販売事業	3 運営	未指定の事業者	施行日以降、指定を受けていない事業者で利用者が特定福祉用具を購入した場合であっても、当分の間、保険者の判断で福祉用具購入費を支給することは可能か。	認められない。 特定福祉用具販売は、今回の制度改正により、福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられたものであり、その「サービスの質」が担保されない「購入」に対して福祉用具購入費を支給することは認められない。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	47
22 特定福祉用具販売事業	3 運営	特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類	居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」を確認することとされているが、これらの書類はどのようなものか。	「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」とは、利用者が福祉用具購入費の申請の際に保険者へ提出する必要な理由等を、福祉用具専門相談員がそのサービス提供の必要性も含めて確認するための書類であり、様式及び作成者は任意である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	48

【福祉用具】

○福祉用具専門相談員の資格要件について

問１７７ 平成２７年４月から福祉用具専門相談員の要件が見直されることに伴う経過措置について、
① 人員基準についても経過措置期間中は養成研修修了者の配置により満たされるということでよいか。
② 経過措置の適用は既に福祉用具専門相談員として従事している者のみ対象となるのか。

（答）
① 経過措置が適用される者についても、経過措置期間中は指定基準の福祉用具専門相談員の員数として計上が可能である。
② 本令施行の際（平成27年４月１日）、現に養成研修終了者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。

○複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

問１７８ 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

（答）指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規定に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規定に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

○指定基準の解釈通知（福祉用具貸与 ３運営に関する基準（１）利用料の受領①）

問１７９ 「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典(景品）供与・無償サービス等が該当するのか。

（答）指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特典(景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

老振発１２１２第１号
平成２６年１２月１２日

各都道府県介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局振興課長
（公　印　省　略）

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定する際に意見を聞くこととされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第１項各号のいずれかに該当する者としているところである。

今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）が公布され、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・１級課程・２級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする等の改正が行われ、平成27年４月１日より適用されることとなった。

また、同令附則第２項の規定により、同令の施行の際（平成27年４月１日）現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・１級課程・２級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者の助言（平成28年３月31日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされている。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成18年３月31日老振発第0331011号）を別添のとおり改正し、平成27年４月１日より適用することとしたので通知する。

ついては、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。

老振発第 0327 第 3 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長
（　公　印　省　略　）

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第 119 回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所等及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1．複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に２つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば１つの契約により２つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず２つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

2．減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3．減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、１つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において１つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4．減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5．減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るＱ＆Ａ（vol. 2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6．利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7．居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8．その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

○　介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年１月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改　　正　　前	改　　正　　後
第一　福祉用具 １　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 ⑴　車いす 貸与告示第１項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ①　自走用標準型車いす 日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途（要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの）の自走用車いすは除かれる。 ②　普通型電動車いす 日本工業規格(JIS)T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。 ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。 なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。 ③　介助用標準型車いす 日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキ	第一　福祉用具 １　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 ⑴　車いす 貸与告示第１項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ①　自走用標準型車いす 日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。 ②　普通型電動車いす 日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。 ③　介助用標準型車いす 日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそ

ヤスタのものを含む。）をいう。 ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。	れに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 また、日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。
⑵～⒀　（略）	⑵～⒀　（略）
2　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目	2　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目
⑴　腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。	⑴　腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。
①～③　（略）	①～③　（略）
④　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)。	④　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。 但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
⑵～⑸　（略）	⑵～⑸　（略）
3　複合的機能を有する福祉用具について ２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。	3　複合的機能を有する福祉用具について ２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。
①～②　（略）	①～②　（略）
③　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。	③　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。
第二　住宅改修 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類	第二　住宅改修 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
⑸　洋式便器等への便器の取替え 住宅改修告示第５号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定され	⑸　洋式便器等への便器の取替え 住宅改修告示第５号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向

る。 ただし、購入告示第１項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。 (6)　（略）	きを変更する場合が一般的に想定される。 ただし、購入告示第１項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。 (6)　（略）